



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	増沢報告「ストックホルム条約の国内実施：国内環境法の視点から」に対するコメント
Author(s)	黒川, 哲志
Citation	新世代法政策学研究, 9, 245-247
Issue Date	2010-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45054
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP009_012.pdf



増沢報告「ストックホルム条約の国内実施 ー国内環境法の視点から」に対するコメント

黒 川 哲 志

増沢報告は、PFOSの条約付属書Bへの掲載（2009年）が化審法に与えた影響を分析することを通じて、化審法はPOPsストックホルム条約の国内実施法であるということの意味を明らかにしている。すなわち、難分解性かつ人への長期毒性の疑いがあるが生物高蓄積性があるとはいえないとして、従来、化審法の第二種監視化学物質に指定されていたPFOSについて、生物濃縮性（bioaccumulation）があるとして条約付属書Bに追加掲載されたのを契機として、化審法関係でも生物高蓄積性を要件の一つとする第一種特定化学物質に指定替えされたということを、どのように理解すべきかについて検討したものである。

条約スキームでの化学物質の性質認定が、化審法上の第一種特定化学物質認定のプロセスに反映したのが今回のPFOSの事例であるが、この論理構造を明確にすることが法学的には最も重要な論点であると考えられる。この点について、増沢報告は、ストックホルム条約上の付属書B掲載の基準と化審法上の第一種特定化学物質指定の基準との関係を検討し、化審法上の第一種特定化学物質の指定という行政決定の法的性質という事柄に焦点を合わせてこれを吟味し、決定における裁量基準の一つとして、条約上の基準と判断結果を取り込んだという理解を得ている。その上で、このようなことが許容されるのは、化審法がストックホルム条約の国内実施法として位置づけられるからであるとする。そのコローラリーとして、第一種特定化学物質に対する規制について化審法が改正されて、その例外使用の範囲が拡大されたことを指摘する。すなわち、条約が付属書B化学物質のエッセンシャルユースでの使用を許容することとの整合性を持たせる化

審法改正が同時になされたという認識である。そして、これを、化審法から条約の規制方式への接近という形でまとめる。このように、ストックホルム条約の国内実施法としての化審法という位置づけを強く打ち出す論旨は、化学物質規制方式の国際調和という大きな枠組みの中で捉えられており、理論的にも実務的にも安定感のある議論であると評価できる。

以上のように、増沢報告は PFOS の第一種特定化学物質指定に関して、化学物質規制を専門としない者にとっても分かりやすく明快に論理構造を示してくれる価値の高い報告であった。ただ、報告の一つの核となる分析、すなわち、「化審法がストックホルム条約における対象物質にかかる基準を、化審法の対象物質の指定に関し裁量基準がない領域における一つの基準として事実上位置付けていること、及び、条約過程が化審法における情報収集プロセスの一つとして機能していること」について、ストックホルム条約の有する予防的アプローチ重視の性格¹との関連でさらに突っ込んだ分析があると、本報告に深みが増したのではないかと感じた。というのも、元来、化審法の第一種特定化学物質規制には予防的アプローチが組み込まれていないものと理解され、第一種特定化学物質の指定における行政裁量の行使においても、予防的アプローチが要請されるものではなかったと理解されるからである。

増沢報告で紹介されたように、PFOS がストックホルム条約付属書 B に掲載されるに至った経緯をみるとわかることであるが、PFOS は条約付属書 D に規定されるスクリーニング基準の中心となる濃縮倍率基準をみだしていないにもかかわらず、蓄積メカニズムが通常の物質とは異なることや高次捕食動物体内で高濃度検出されたということ等を考慮して、結論として生物濃縮性に関する指定要件をみだしていると検討委員会によって判断され、それがそのまま締約国会議でも採択されるに至ったものである。この生物濃縮性についての事実認定が予防的アプローチによるものではなく、客観的な認定であると理解できるのであれば、私の問題意識はここでは空振りということになる。もし、予防的アプローチに基づく生物濃縮

性認定であるならば、化審法の第一種特定化学物質指定にまで予防的性格が持ち込まれることになり、化審法の予防的性格について与える影響にも言及が欲しいところである。

¹ スtockホルム条約前文および1条（目的）にて、予防的アプローチについての言及があり、物質のリスト掲載についても「予防的な態度で決定するものとする」（8条9項）と規定している。